

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第一号

### 職員の自己啓発等休業に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除き、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が一年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

#### (自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年をそれぞれ超えない範囲内の期間とする。

#### (大学等教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）

二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うも

ののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

三 前二号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）  
（奉仕活動）

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第四号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）その他これに準じるものとして任命権者が認める奉仕活動とする。

（自己啓発等休業の承認の申請）

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第八条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じること。

(報告等)

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- 一 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- 二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

- 三 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合
- 2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

(実施規定)

第十条 この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十年九月三十日までの間は、第五条中「第十三条第一項第四号」とあるのは「第十三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

(広島県職員定数条例の一部改正)

- 3 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定により自己啓発等休業をしている職員

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「が復職し」の下に「、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項中「休職を除く。」の下に「、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業の承認」を加える。

第七条第四項中「事由又は」を「事由若しくは」に改め、「要しなかつた期間」の下に「又は自己啓発等休業をした期間」を加え、「その月数とする」を「その月数（自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）とする」に改める。

（広島県警察職員定員条例の一部改正）

6 広島県警察職員定員条例（昭和二十九年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定により自己啓発等休業をしている職員

（広島県企業職員等定数条例の一部改正）

7 広島県企業職員等定数条例（昭和四十三年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定により自己啓発等休業をしている職員

（広島県学校職員定数条例の一部改正）

8 広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定により自己啓発等休業をしている職員